



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月18日火曜日 第2892号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）… 549

### 告 示

- 登録研修機関の登録……………（障がい福祉課）… 550
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）……………（農地整備課）… 550
- 保安林の指定（3件）……………（森林整備課）… 551
- 土地改良事業の計画の変更の認可……………（東予地方局農村整備課）… 551
- 土地改良区役員の就退任の届出（2件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 551
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 552
- 道路の区域変更（県道宿毛城辺線）（2件）……………（南予地方局愛南土木事務所）… 552
- 指定道路の指定……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 553
- 道路の供用開始（県道内子双海線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 553

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）… 553
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ ” ）… 554
- 政治団体の解散の届出……………（ ” ）… 555
- 資金管理団体の届出……………（ ” ）… 555
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………（ ” ）… 556

### 正 誤

- 平成29年7月7日付け第2889号目次中……………（森林整備課）… 556

### 規 則

#### ○愛媛県規則第32号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月18日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（標示）</p> <p><b>第5条</b> 法第15条第1項の規定により知事の指定を受けた医師 _____ は、様式第2による標示をその見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>（居住地等変更届書）</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 施行令第9条第6項の規定による通知は、様式第5の<u>身体障害者居住地変更通知書</u>によるものとする。</p> <p>3 知事は、施行令第9条第2項の規定による居住地の変更の届出を受理したときは、<u>身体障害者居住地変更通知書</u>により変更前の居住地の市福祉事務所長又は町長へ通知するものとする。</p> <p>（身体障害者手帳再交付申請書等）</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> | <p>（標示）</p> <p><b>第5条</b> 法第15条第1項の規定により知事の指定を受けた医師（以下「<u>指定医</u>」という。）は、様式第2による標示をその見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>（居住地等変更届書）</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 施行令第9条第6項の規定による通知は、様式第5の<u>居住地変更通知書</u>によるものとする。</p> <p>3 知事は、施行令第9条第2項の規定による居住地の変更の届出を受理したときは、<u>居住地変更通知書</u>により変更前の居住地の市福祉事務所長又は町長へ通知するものとする。</p> <p>（身体障害者手帳再交付申請書等）</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> |

2 法第16条第1項並びに施行規則第7条第2項及び第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、様式第7の身体障害者手帳返還届によるものとする。

様式第3（第6条関係）

身体障害者診断書・意見書（ 障害用）

総 括 表

|  |
|--|
| 省略   |
| ②原因となつた 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 <u>自</u><br>疾病・外傷名 然災害、疾病、先天性、その他（ ）                       |
| 省略   |
| 注意1～3 省略<br>4 障害区分や等級決定のため、愛媛県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分について <u>お問合せする</u><br>_____場合があります。 |

省略

別紙 省略

2 法第16条第1項並びに施行規則第7条第2項及び第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、様式第7の身体障害者手帳返還届書によるものとする。

様式第3（第6条関係）

身体障害者診断書・意見書（ 障害用）

総 括 表

|  |
|--|
| 省略   |
| ②原因となつた 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 _____<br>疾病・外傷名 _____、疾病、先天性、その他（ ）                           |
| 省略   |
| 注意1～3 省略<br>4 障害区分や等級決定のため、愛媛県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分について <u>お問い合わせ</u><br>_____する場合があります。 |

省略

別紙 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第3総括表の項の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る書類について適用し、同日前の診断に係る書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第3総括表の項の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第841号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。  
平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 登録を受けた者の名称 | かくだん<br>喀痰吸引等研修の業務を行う事業所 |                 | 登録年月日      | かくだん<br>喀痰吸引等研修の課程                                       |
|------------|--------------------------|-----------------|------------|--|
|            | 名 称                      | 所 在 地           |            |  |
| 医療法人沖繩徳洲会  | 宇和島徳洲会訪問看護ステーション         | 宇和島市住吉町2丁目6番24号 | 平成29年6月30日 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修 |

○愛媛県告示第842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、南宇和郡愛南町僧都地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・愛南地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年7月19日から8月16日まで
- 3 縦覧場所  
愛南町役場本庁

○愛媛県告示第843号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、南宇和郡愛南町御荘長洲、緑乙、広見及び増田地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・愛南地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年7月19日から8月16日まで
- 3 縦覧場所

愛南町役場本庁及び同御荘支所並びに同一本松支所

○愛媛県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
今治市朝倉上乙241の8、乙241の9、乙243
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
乙241の8・乙241の9・乙243（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第845号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
越智郡上島町生名4717の7
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
生名4717の7
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
宇和島市吉田町立間字大川内山3番耕地616の1、3番耕地616の5
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大川内山3番耕地616の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第847号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成29年7月10日認可した。

平成29年 7月18日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

○愛媛県告示第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市北条辻土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 7月18日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 篠 原 武 司 | 松山市北条辻77-1    |
| 〃     | 竹 田 勝 則 | 松山市北条辻1077    |
| 〃     | 松 岡 孝 廣 | 松山市北条辻1314-1  |
| 〃     | 原 忍     | 松山市浅海原甲490-21 |
| 〃     | 松 岡 仁志紀 | 松山市北条辻372     |
| 〃     | 杉 浦 佐恵子 | 松山市北条辻336     |
| 〃     | 重 岡 真 吾 | 松山市北条辻118-1   |
| 〃     | 室 岡 章   | 松山市北条辻425     |
| 〃     | 安 居 昭 和 | 松山市北条辻593-1   |
| 〃     | 和 田 寿 久 | 松山市北条辻1401-2  |
| 〃     | 井 上 修   | 松山市北条辻827-3   |
| 監 事   | 重 松 富 行 | 松山市北条辻399     |
| 〃     | 千 原 安 哲 | 松山市北条辻1169-1  |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 川 口 清 隆 | 松山市北条辻101-2  |
| "     | 松 岡 仁志紀 | 松山市北条辻372    |
| "     | 重 松 富 行 | 松山市北条辻399    |
| "     | 高 橋 章   | 松山市北条辻185-1  |
| "     | 井 上 修   | 松山市北条辻827-3  |
| "     | 西 原 弘   | 松山市北条辻1126-2 |
| "     | 西 原 強   | 松山市北条辻1173-9 |
| "     | 篠 原 武 司 | 松山市北条辻77-1   |
| "     | 室 岡 章   | 松山市北条辻425    |
| "     | 渡 部 久 男 | 松山市北条辻417-2  |
| "     | 和 田 寿 久 | 松山市北条辻1401-2 |
| 監 事   | 松 岡 長 茂 | 松山市北条辻201    |
| "     | 松 岡 俊 樹 | 松山市北条辻1231   |

|     |         |                   |
|-----|---------|-------------------|
| "   | 大 淵 康 高 | 伊予郡松前町大字筒井1869番地  |
| "   | 石 丸 敏 彦 | 伊予郡松前町大字筒井262番地 1 |
| "   | 早 崎 信 行 | 伊予郡松前町大字筒井1814番地  |
| "   | 門 田 守 弘 | 伊予郡松前町大字筒井169番地   |
| "   | 古 川 義 臣 | 伊予郡松前町大字筒井161番地   |
| "   | 古 川 泉   | 伊予郡松前町大字筒井222番地   |
| "   | 石 丸 正 明 | 伊予郡松前町大字筒井231番地 3 |
| "   | 一 色 正 人 | 伊予郡松前町大字筒井395番地 2 |
| "   | 持 田 芳 経 | 伊予郡松前町大字筒井197番地11 |
| 監 事 | 仙 波 俊 彦 | 伊予郡松前町大字筒井220番地   |
| "   | 國 田 郁 夫 | 伊予郡松前町大字筒井175番地   |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 常 盤 勝 利 | 伊予郡松前町大字筒井258番地   |
| "     | 大 淵 康 高 | 伊予郡松前町大字筒井1869番地  |
| "     | 石 丸 敏 彦 | 伊予郡松前町大字筒井262番地 1 |
| "     | 早 崎 信 行 | 伊予郡松前町大字筒井1814番地  |
| "     | 門 田 守 弘 | 伊予郡松前町大字筒井169番地   |
| "     | 國 田 郁 夫 | 伊予郡松前町大字筒井175番地   |
| "     | 一 色 勉   | 伊予郡松前町大字筒井215番地   |
| "     | 仙 波 勲   | 伊予郡松前町大字筒井232番地 1 |
| "     | 小 村 定   | 伊予郡松前町大字筒井1551番地  |
| "     | 赤 星 文 人 | 伊予郡松前町大字筒井10番地 2  |
| 監 事   | 石 丸 正 明 | 伊予郡松前町大字筒井231番地 3 |
| "     | 一 色 正 人 | 伊予郡松前町大字筒井395番地 2 |

○愛媛県告示第849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 7月18日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 常 盤 勝 利 | 伊予郡松前町大字筒井258番地 |

○愛媛県告示第850号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 7月18日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

| 検査済証の番号及び交付年月日              | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                          |
|-----------------------------|---------------------------|---|
| 29中局建（開）第17号<br>平成29年 7月 6日 | 伊予郡松前町大字上高柳字相原483番 1      | 大洲市東大洲159番地 2<br>都市空間マンション207号<br>上 城 貴 士 |

○愛媛県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間                                     | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅        | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|---|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 宿毛城辺線 | 南宇和郡愛南町脇本220番 1 地先から<br>同町脇本221番 3 地先まで | 旧    | メートル<br>6.3~19.2 | キロメートル<br>0.136 |     |
|       |       |   | 新    | 12.2~26.9        | 0.136           |     |

○愛媛県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間              | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 宿毛城辺線 | 南宇和郡愛南町脇本396番1地先 | 旧        | メートル<br>9.5～12.6 | キロメートル<br>0.036 |     |
|       |       |                  | 新        | 12.8～16.1        | 0.036           |     |

#### ○愛媛県告示第853号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 7月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

##### 1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

##### 2 指定年月日

平成29年 7月 7日

##### 3 指定道路の位置

八幡浜市五反田1番耕地135番2の一部及び136番4の一部

##### 4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 31.32メートル 26.69メートル

(2) 幅員 4.10メートル 4.27メートル

#### ○愛媛県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                     | 供用開始の日      |
|-------|-------|-----------------------------------|-------------|
| 県 道   | 内子双海線 | 喜多郡内子町城廻692番地先から<br>同町城廻703番1地先まで | 平成29年 7月18日 |

#### 選挙管理委員会告示

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年 7月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者及び会計責任者の氏名 |           | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日       |
|-----------|---------------|-----------|----------------|-------------|
|           | 代 表 者         | 会 計 責 任 者 |                |             |
| 大原たかあき後援会 | 大 原 貴 明       | 大 原 貴 明   | 上浮穴郡久万高原町久万471 | 平成29年 1月 4日 |
| 井上浩二後援会   | 井 上 浩 二       | 井 上 道 裕   | 西条市小松町北川278    | 平成29年 1月17日 |
| 兵頭誠亀後援会   | 上 甲 多 吉       | 青 儀 泰 明   | 北宇和郡鬼北町大字吉波423 | 平成29年 1月17日 |
| 向井一富後援会   | 向 井 一 富       | 向 井 政 子   | 喜多郡内子町大瀬南2590  | 平成29年 1月19日 |
| 遠藤あや後援会   | 井 上 博 幸       | 高 橋 宣 一   | 八幡浜市松柏甲70-7    | 平成29年 5月 8日 |
| 椋山みつや後援会  | 力 石 智         | 井 上 繁 則   | 宇和島市住吉町二丁目9-13 | 平成29年 5月30日 |
| 川口晴代後援会   | 大 塚 由美子       | 小 林 綾 子   | 宇和島市保手一丁目4-4   | 平成29年 6月 9日 |

|            |         |           |                   |             |
|------------|---------|-----------|-------------------|-------------|
| 佐々木宣夫後援会   | 佐々木 宣 夫 | 佐々木 宣 夫   | 宇和島市三間町音地606      | 平成29年 6月12日 |
| 武田のりひさ後援会  | 河 野 建 夫 | 武 田 幸 久   | 大洲市阿蔵甲1680        | 平成29年 6月13日 |
| 坂本くみを応援する会 | 坂 本 久 美 | 坂 本 安 啓   | 宇和島市津島町高田甲2438- 5 | 平成29年 6月19日 |
| 浅田美幸後援会    | 土 居 裕 之 | 福 田 千 恵 美 | 宇和島市川内甲1099- 6    | 平成29年 6月22日 |

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成29年 7月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名  | 異 動 事 項    | 新              | 旧                 | 異 動 年 月 日   |
|------------------|---------|------------|----------------|-------------------|-------------|
| 日本共産党愛媛県委員会      | 林 紀 子   | 会 計 責 任 者  | 中 尾 暁 子        | 小 倉 誠 一 郎         | 平成28年12月31日 |
| 自由民主党伊予三島支部      | 鈴 木 俊 広 | 会 計 責 任 者  | 井 川 剛          | 山 本 照 男           | 平成29年 3月31日 |
| 民進党愛媛県第1区総支部     | 富 永 喜 代 | 主たる事務所の所在地 | 松山市一番町一丁目14- 4 | 松山市大手町一丁目1- 6     | 平成29年 5月17日 |
| 自由民主党双海支部        | 亀 岡 幹 児 | 主たる事務所の所在地 | 伊予市双海町上灘甲1145  | 伊予市双海町上灘甲3420     | 平成29年 5月20日 |
|                  |         | 代 表 者      | 亀 岡 幹 児        | 岡 田 博 助           |             |
| 自由民主党重信支部        | 山 内 孝 二 | 主たる事務所の所在地 | 東温市牛淵585       | 東温市見奈良355- 5      | 平成29年 5月27日 |
|                  |         | 代 表 者      | 山 内 孝 二        | 佐 伯 正 夫           |             |
| 自由民主党愛南支部        | 宮 下 一 郎 | 主たる事務所の所在地 | 南宇和郡愛南町平濬655   | 南宇和郡愛南町御荘平城1954-1 | 平成29年 5月31日 |
|                  |         | 代 表 者      | 宮 下 一 郎        | 山 下 太 三           |             |
|                  |         | 会 計 責 任 者  | 浜 本 元 通        | 宮 下 一 郎           |             |
| 自由民主党愛媛県西条市第一支部  | 明 比 昭 治 | 会 計 責 任 者  | 上 路 ゆ み 子      | 鎌 江 克 己           | 平成29年 6月 1日 |
| 自由民主党愛媛県郵政政治連盟支部 | 亀 井 慎 滋 | 会 計 責 任 者  | 宮 崎 泰 行        | 新 谷 博             | 平成29年 6月 1日 |
| 自由民主党西条支部        | 明 比 昭 治 | 会 計 責 任 者  | 上 路 ゆ み 子      | 井 上 豊 美           | 平成29年 6月 1日 |
| 自由民主党伊方支部        | 山 本 吉 昭 | 主たる事務所の所在地 | 西宇和郡伊方町大久1321  | 西宇和郡伊方町大浜338      | 平成29年 6月 9日 |
|                  |         | 代 表 者      | 山 本 吉 昭        | 吉 谷 友 一           |             |
|                  |         | 会 計 責 任 者  | 吉 谷 友 一        | 廣 瀬 秀 晴           |             |
| 民進党愛媛県第2区総支部     | 横 山 博 幸 | 主たる事務所の所在地 | 今治市旭町二丁目2-17   | 今治市旭町四丁目1-18      | 平成29年 6月10日 |
| 自由民主党愛媛県土地改良支部   | 篠 原 実   | 代 表 者      | 篠 原 実          | 大 城 一 郎           | 平成29年 6月19日 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名  | 異 動 事 項       | 新        | 旧          | 異動年月日      |
|------------------|---------|---------------|----------|------------|------------|
| 渡部しげお後援会         | 江戸 幹 雄  | 代 表 者         | 江戸 幹 雄   | 武 智 保 則    | 平成28年1月1日  |
| みしょう秀樹後援会        | 御 庄 秀 樹 | 会 計 責 任 者     | 白 石 岳    | 野 口 秀 文    | 平成29年2月1日  |
| 大城一郎後援会          | 堀 口 栄 樹 | 代 表 者         | 堀 口 栄 樹  | 谷 口 鶴 雄    | 平成29年2月15日 |
|                  |         | 会 計 責 任 者     | 浮 田 敏 郎  | 谷 口 鶴 雄    |            |
| 八東正後援会           | 伊賀上 功   | 代 表 者         | 伊賀上 功    | 永 井 忍      | 平成29年2月23日 |
| 石川みのる後援会         | 阿 部 幸 信 | 代 表 者         | 阿 部 幸 信  | 渡 邊 伸 久    | 平成29年3月8日  |
| 上浮穴郡医師連盟         | 豊 田 茂 樹 | 会 計 責 任 者     | 今 村 豪    | 菅 昇        | 平成29年5月12日 |
| 愛媛県不動産鑑定政治連盟     | 岡 田 浩   | 会 計 責 任 者     | 合 田 英 昭  | 高 橋 宏 明    | 平成29年5月19日 |
| 愛媛県土地家屋調査士政治連盟   | 松 本 義 男 | 代 表 者         | 松 本 義 男  | 入 船 和 仁    | 平成29年5月26日 |
|                  |         | 会 計 責 任 者     | 栗 山 純 造  | 岡 宗 鷹      |            |
| 愛媛県産業廃棄物協会地区政治連盟 | 西 山 周   | 代 表 者         | 西 山 周    | 本 田 昭      | 平成29年5月29日 |
| 明比昭治後援会          | 明 比 昭 治 | 会 計 責 任 者     | 上 路 ゆみ子  | 鎌 江 克 己    | 平成29年6月1日  |
| 岡原文彰後援会          | 川 井 昌 子 | 代 表 者         | 川 井 昌 子  | 仲 田 中 一    | 平成29年6月6日  |
| 愛媛県獣医師連盟         | 寺 町 光 博 | 政 治 団 体 の 名 称 | 愛媛県獣医師連盟 | 愛媛県獣医師政治連盟 | 平成29年6月18日 |
| 愛媛県土地改良政治連盟      | 篠 原 実   | 代 表 者         | 篠 原 実    | 大 城 一 郎    | 平成29年6月19日 |
| 中平まさし後援会         | 中 川 源 博 | 代 表 者         | 中 川 源 博  | 入 江 定 浩    | 平成29年6月24日 |
| 日本臨床検査技師連盟愛媛県支部  | 赤 尾 智 広 | 会 計 責 任 者     | 和泉元 雅 子  | 檜 垣 佳 三    | 平成29年6月25日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年7月18日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|--------------|---------|-------------|
| 山口 尊 後 援 会   | 谷 口 出 世 | 平成28年12月20日 |
| 浅野 忠 昭 後 援 会 | 宇都宮 久 幸 | 平成28年12月31日 |

|                |         |             |
|----------------|---------|-------------|
| 越 智 利 典 後 援 会  | 越 智 利 典 | 平成28年12月31日 |
| 越智利典後援会（通称典友会） | 越 智 薫   | 平成28年12月31日 |
| 松 岡 芳 生 後 援 会  | 松 岡 芳 生 | 平成28年12月31日 |
| 三 棟 義 博 会      | 後 藤 三 男 | 平成28年12月31日 |
| 野 口 竜 後 援 会    | 篠 藤 武 雄 | 平成29年3月25日  |

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成29年7月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

| 資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 指定年月日      |
|-----------------------|---------|-----------|---------------|------------|
| 向井 一 富                | 内子町議会議員 | 向井一富後援会   | 喜多郡内子町大瀬南2590 | 平成29年1月19日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成29年 7月18日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称     | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|---------------|-----------------|
| 越 智 利 典          | 越 智 利 典 後 援 会 | 平成28年12月31日     |

正 誤

○正 誤

平成29年 7月 7日付け第2889号目次中

| ページ | 箇所     | 誤                  | 正       |
|-----|--------|--------------------|---------|
| 483 | 上から3行目 | 保安林の指定施業要件の変更に係る掲示 | 保安林予定森林 |